

# モンゴルの観光実態と行政の取り組み\*

東京女学館大学国際教養学部教授 小浪博英  
東洋大学国際観光学科助教授 古屋秀樹

## 1. はじめに

モンゴルは本年、建国800年にあたる。チンギスハンの統一に始まったモンゴルは、君主制人民政府を樹立したモンゴル革命（1921年）、人民共和制への移行（1924年）、大規模な粛清（1930年代）を経た後、1990年代に「モンゴル国」への国名変更、資本主義経済への移行が行われた。本年は「日本におけるモンゴル年」として、さらに2007年は日本との外交関係樹立35周年に当たることから、「モンゴルにおける日本年」として相互理解、交流促進が期待されている。本論文では、2005年8月の現地訪問を通じた調査から、モンゴルにおける観光実態とともに、主に行政サイドにおける取り組みについて論ずるものとする。

## 2. 経済環境と国際観光流動について

平均海拔1,580メートルの高原で、南部には広大なゴビ砂漠が広がるモンゴルの国土面積は日本の約4倍を有し、夏の最高気温が40度に対して、冬にはマイナス40度となる内陸国である。この国の主要産業は、鉱業（銅精鉱、モリブデン精鉱、蛍石）、牧畜業（皮革、羊毛、カシミア）等であり、1人あたりGDPは、約477ドル（2003年）であるものの、経済成長率は10.6%（2004年）、物価上昇率も4.7%（2003年）に達し、資本主義経済移行後著しい経済成長となっている<sup>1</sup>。

経済における観光の役割に着目するため、GDPに占める国際観光収入の割合を示す（表1）。日本周辺の国々・地域では、マカオが最も高い（78.8%）ものの、モンゴルはそれに次ぐ14.1%となっており、外貨獲得をはじめとして観光が大きな役割を果たすことがわかる。表2は、国籍別来訪目的別入国者数を示したものであるが、総入国者数1万人以上の国を抽出している。国境を接している中国、ロシアからの流入が多いことに加え、休暇目的による韓国、日本からの入国者数も比較的多い。休暇目的で主要4カ国以外の流入が大きいのが、その中の2万4千人がロシアを除くヨーロッパからの流入であり、魅力的な観光資源として認知されていると考えられる。なお、2004年入国者数増加

率（1990年比）は2.04である。

表1. GDPに対する国際観光収入の割合（2002年度）<sup>2</sup>

|                    |       |
|--------------------|-------|
| CHINA              | 1.5%  |
| JAPAN              | 0.3%  |
| REPUBLIC OF KOREA  | 1.4%  |
| MONGOLIA           | 14.1% |
| RUSSIAN FEDERATION | 1.4%  |
| HONG KONG, CHINA   | 5.6%  |
| MACAO, CHINA       | 78.8% |
| TAIWAN             | 1.2%  |

表2. 国籍別来訪目的別モンゴル入国者数（2004年）<sup>3</sup>

|              | O cial | VFR     | Holiday | Transit | Others | Total   |
|--------------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| China        | 44,140 | 72,713  | 12,065  | 5,626   | 4,739  | 139,283 |
| Russian Fed. | 7,854  | 32,294  | 3,746   | 3,429   | 6,594  | 53,917  |
| Rep, Korea   | 7,451  | 8,578   | 8,634   | 256     | 1,683  | 26,602  |
| Japan        | 2,692  | 3,699   | 6,265   | 99      | 337    | 13,092  |
| Others       | 10,660 | 14,461  | 33,228  | 6,826   | 2,468  | 67,643  |
| Total        | 72,797 | 131,745 | 63,938  | 16,236  | 15,821 | 330,537 |

VFR : Visit for Friends/Relations

## 3. モンゴルにおける観光行政の取り組み

国名の変更、資本主義体制への移行が進み、観光に対する取り組みも、道路交通観光省（Ministry of Roads, Transportation and Tourism）を中心として精力的になされている。具体的には、モンゴル観光委員会の設立（1999年）、観光サービス標準・規範（Tourism service standards and norms）の設定、観光開発基金の創設と運用開始、VAT（付加価値税）の免除と観光事業ビジネスでの認可システムの廃止、などを行っている。その根底には、「社会経済の開発に対する観光産業の持つ大きなポテンシャルから、政府が最重要セクターとして認識している<sup>4</sup>」ことによると考えられる。

さらにモンゴル観光法<sup>5</sup>も修正されながら、充実がはかられている。「この法律は、モンゴル内における観光の振興、観光事業への参加、観光事業の計画に関して、国、国民および経済活動の間の円滑な連携が図られることを目的とする」（1条1項）のように、国内の観光に限定しており、

\* 本論の執筆にあたり薄木三生先生（東洋大学国際観光学科教授）から多大なるご示唆を頂くとともに、現地調査及びヒアリングに際して、Ms. Zulgerel Altai（Office of the Capital City Governor）、Ms. Navchaa Tugjamba（University of the Humanities）、Dr. Ariunaa Shajinbat（University of the Humanities）の諸氏に有益な情報・サポートを多数頂いた。ここに感謝の意を表する。なお、本研究は2005年度文部科学省科学研究費の助成によって行われた研究である。

旅行業者、高級ホテルサービスの認定、旅行業者の業務なども、本法律に明記されているのが特徴である。

国の行政組織の中に、観光審議会を設置し、「観光に関する国の施策および行政に関して首相に助言する」(15条2項)ことは、日本の観光基本法と類似している<sup>6</sup>ものの、中央行政組織の権限として、「観光に関する計画の立案と推進」(16条1項3)、「観光に関する人材育成計画を策定し、関連する公的機関と協調して研修プログラムを承認する」(16条1項5)、「高級ホテル、キャンプ場の格付け、旅行ガイド・通訳の分類に関する規則の承認」(16条1項6)等、具体的な部分まで役割を明記されているのが特徴である。また、州組織に対しては、「観光に関するデータの管理、分析を行う」(17条1項3)、「観光に関するデータベースを作成し総合的観光情報ネットワークを確立する」(17条1項4)、「観光地への受け入れ観光客数を設定する」(17条1項5)といったデータ整備に関しての任務を課している点が興味深い。

さらに、「社会基盤の整備、国内・国外におけるモンゴルの宣伝、環境対策、文化財の保護、歴史・文化・自然に関する遺産の開発・保全を促進する」(19条1項)ために「観光基金」を設立している点は注目値する。各年度における州中央予算からの配分や国内外の個人や組織からの寄付等によって運用される金額自体は把握できていないが、観光政策実現のために、その予算的措置の裏付けを行っている点は、日本の観光基本法と異なる。

これら各種法律・制度等の整備に加え、2005年度において「観光 - サステイナブルな生活環境 (Tourism sustainable livelihood)」ミッションのもとで田園観光開発が高い優先順位付けがなされるとともに、海外における

“Visit Mongolia-2003”や“Discover Mongolia-2004”キャンペーンを通じたマーケティングの実施、主要マーケット国・地域での広報活動もあわせて実施している。

#### 4. 観光開発・整備のための計画

観光法で規定されているように、観光開発も計画立案を通じて戦略的に行われている。例えば、観光開発のための基本ガイドライン<sup>7</sup>が10ヶ年計画として策定されるとともに、観光開発のためのマスタープラン<sup>8</sup>も策定されている。このマスタープランでは、観光目的地としてモンゴルが選択される理由として、1) 自然環境の豊かさ、2) 歴史的・文化的遺産めぐり、3) 遊牧民の生活とのふれあい、以上3点を設定するとともに、それらと密接に関連する観光タイプ (Natural tourism, Historical tourism, Cultural tourism, Adventure tourism)、観光目的地ゾーンを各々設定している。これらの根底にはマーケティングを丁寧実施し、より効果的な観光地開発、宣伝広報活動を行おうとする姿勢を推察できる。

図1は、上記を踏まえ、全土の中から主要整備ゾーン13カ所を抽出したものである。興味深いことに、13カ所に優先順位が設定されており、Ulaanbaatar、Umnugobi、Kharkhorinの3地域が最も重要度が高い。優先順位を設定することにより、資金の投下を重点的に行えるといった整備・供給側のメリットとともに、利用者サイドにおいて目的地設定が容易になる特徴を有する。日本では、観光の視点による全国レベルでの優先順位をも示した計画が存在しない。かつての新全国総合開発計画や総合保養地域整備法が存在したものの、個別地域の整備について言及したものであり、「選択と集中」を考慮していない点などで差異が



図1. 観光地域とその優先順位

存在すると考えられる。

このような地域別の整備に加え、包括的な中期目標もあわせて設定している。

- ・ポテンシャル、信頼性を有する快適な交通サービスの創造
- ・最新の情報、コミュニケーション技術とエネルギー技術による地方部のツーリストキャンプの整備
- ・観光サービス水準の改善
- ・伝統と融合したモダンツーリズムコンプレックスのネットワーク構築
- ・ツーリストインフォメーションセンターを経由した、観光情報とその配布を考慮した観光データベースの構築
- ・各州における観光トレーニング、研究、訓練センターの設立
- ・ユニークな観光目的地としてモンゴルを位置づけられるような海外からの投資促進

また、将来における具体的なミッションとして、以下の3点を示している。

- 4ヶ年後に150万人以上の観光客受入を目標とする、2008年に50万人のビジターを収容させるための宿泊施設ならびに航空アクセスの改善を図る、
- 冬季観光客を30%増加するための方策を検討する。

このように、観光基金を裏付けとしながら、マーケティングの視点を反映させた観光振興計画を策定し、その効率的な整備、観光活発化のための各種活動を行っている点が特徴と考えられる。なお、これらの計画策定においては、国際協力事業団による支援が大きい<sup>9-11)</sup>。

#### 5. ソフト観光基盤、観光客受け入れ態勢に関する一考察

上述したように行政サイドの取り組みは積極的に行われていると考えられるが、ユーザーサイドからの評価も重要といえる。その観点からみると、チンギスハンや大相撲・朝青龍などが日本人にとって馴染み深い一方、草原や宿泊施設であるゲル等の認知も比較的高く、観光資源としてのビルトインが考えられる。実際、草原における軍馬戦のデモンストレーションやゲルへの体験宿泊等が実施されており、その活用を通じた観光ニーズの充足がなされている一方、日本国内での観光情報提供が十分とは言い難い。治安や衛生環境が他の国々と比較しても一定水準を有し、何よりも日本への親近感が比較的良好で<sup>12)</sup>、外見的にも日本人に近いモンゴル人との交流は、潜在的可能性が大きいと考えられるため、モンゴル観光資源に関する情報提供の充実が期待される。さらにソフト面では、ビザ免除やホスピタリティ水準の高い宿泊施設整備、日本語、英語への対応や

個人観光客でも利用可能な公共交通機関サービスの改善なども課題としてあげられる。

一方、日本人観光客に対するマーケティング面では、観光目的地の競争条件下における目的地選択を一層考慮する必要があると考えられる。観光客は、費用対効果（旅行費用に対して得られる観光資源の魅力や旅行自体のステータス等による効果）を考えながら目的地選択行動をしていると考えられる。現在、モンゴルへの日本人観光客は必ずしも多くないと考えられるため、そのプロモーションのために、情報提供による認知度の向上を含めた一層の魅力向上に加えて、費用の低減が必要不可欠といえる。また、海外旅行の目的地が、旅行回数とともに変化すると考えられることから、どのようなユーザーに訪訪してもらいたいのか、来訪者のセグメンテーションの明確化も重要といえる。

#### 参考文献

- 1) 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>)
- 2) WTO : Tourism Market Trend-ASIA , 2002
- 3) Ministry of Roads, Transportation and Tourismホームページ (2004年度版, <http://www.mongoliatourism.gov.mn/>)
- 4) BOLORMAA Ganbaatar : CURRENT SITUATION OF TOURISM SECTOR IN MONGOLIA AND FUTURE PROSPECTS, presented paper in Japan-Mongolia Workshop on "Soft Infra Structure for Tourism Development", 2005.8
- 5) モンゴル観光法 (TOURISM LAW OF MONGOLIA)
- 6) 羽生冬佳 : 諸外国およびわが国における観光行政の比較、国総研アニュアルレポート2005, pp.18-21, 2005
- 7) モンゴルインフラ省 : Basic guidelines for the development of tourism in Mongolia for the period 1995-2005, 1994
- 8) モンゴルインフラ省 : Master plan on national tourism development in Mongolia, 2000
- 9) 国際協力事業団・モンゴルインフラ省 : モンゴル観光開発計画調査事前調査報告書、1997
- 10) 国際協力事業団・モンゴルインフラ省 : モンゴル際観光開発促進協力調査報告書、1998
- 11) 国際協力事業団・モンゴルインフラ省 : モンゴル観光開発計画調査ファイナルレポート、1999
- 12) モンゴル国立大学社会調査研究所 : モンゴルにおける対日世論調査結果 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/yoron05/index.html>)